

[ 契約 No. ]

## 一般用電気工作物の保守管理業務委託契約書

(以下「甲という。」と摂津ビジネス株式会社(以下乙という。))とは、

乙の「保守管理業務規程」第5条の規定に基づき甲の所有又は占有にかかわる一般電気工作物の保守業務に関し、次のとおり契約します。

[契約の締結]

第1条 甲は、次に掲げる甲の所有又は占有する一般電気工作物の維持及び運用に関する保守管理業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託します。

氏名						
住所	〒			☎		
電気工作物の設置場所						
契約 電力会社との	契約種別	需要者番号	契約者名義	業種	契約電力	受電電圧

[業務の内容]

第2条 業務の内容は次に掲げるものとする。

- イ. 一般用電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導又は助言を行うとともに、定期的に電気工作物の点検測定(以下「定期点検」という。)を行い、通商産業省令で定める電気設備に関する技術基準(以下「電技」という。)その他の法令に適合しない事項その他安全上支障があると認める必要な応急措置を講じ又は取るべき処置につき指導勧告又は助言を行うものとします。
- ロ. 一般電気工作物に事故が発生し、甲から通報があったときは、乙は直ちに緊急措置を行い事故原因の究明に協力し、再発防止に必要な処置を行うものとする。
- ハ. 一般用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲から相談を受けた時は、乙はその都度設計の相談応じるとともに工事を依頼された場合は、あらかじめ乙に登録された最寄りの電気呼応事業者に連絡して工事を施工させ施工後点検測定を(以下「施工点検」という。)を行うものとします。
- ニ. 定期点検は、甲の協議の上日時を定め「電技」に基づき精密点検及び目視点検を行うものとします。
- ホ. 定期点検の結果一般用電気工作物を改修する必要がある場合乙は甲と協議の上乙に登録された最寄りの電気工事業者に連絡して速やかに改修させ、改修後再び点検測定(以下「再点検」という。)を行うものとします。
- ヘ. 一般用電気工作物の保安体制を補完するため、乙は、定期点検のほか甲と協議の上、臨時に点検測定(以下「臨時点検」という。)を行うものとします。
- ト. 甲から臨時に一般用電気工作物の工事に要請があったときは、乙は、あらかじめ乙に登録された最寄りの電気工事業者に連絡し、速やかに甲の要望応じるとともに工事の結果を点検するものとします。

[業務の実施]

第3条 乙が受託した業務は、別に定める保守管理業務運営規約（以下「運営規約」という。）により円滑な運営を図るものとします。

2. 業務は、乙が選任した調査員が実施するものとします。
3. 選任をうけた調査員の氏名は「保守技術員」として、乙に通知するものとします。
4. 乙は、業務を行う保守技術員の氏名等をあらかじめ、文書により甲に通知するものとします。
6. 保守技術員が業務を実施する場合は、身分証明書を携帯し、甲の請求があった場合は提示することとします。

[保守技術員]

第4条 「保守技術員」は、従業員または委託をうけた者であって次の条件を具備する者の中より選ぶものとします。

- イ. 第2種電気工事士の免状を受けてから5年以上の実務経験を有するもの。
- ロ. 第1種電気工事士の免状を受けてから2年以上の実務経験を有するもの。
- ハ. 電気工事士免状を有し、かつ、電気主任技術者免状を有する者

[点検測定]

第5条 「乙」が行う点検測定は、次により行うものとします。

- イ. 定期点検
  - a. 精密点検 年 1回
  - b. 目視点検 3ヶ月に 1回
- ロ. 再点検  
定期点検の結果必要とする場合 随時
- ハ. 臨時点検  
甲との協議の上 随時

[業務管理者]

第6条 乙は、保守技術員の実施する業務を総括管理するための「管理者」をおくものとします。

2. 「管理者」は、第4条の技術能力を有するものとします。
3. 「管理者」は、業務の実施状況ならびに甲の要望等をつねに把握し必要な場合には、検査員に改善を指示します。

[担当協力員]

第7条 乙は、業務に関する「担当協力員」を定め、その者の氏名のほか執務時間内及び執務時間外（夜間、休日等を含む。）に緊急事態が発生した場合の連絡方法等についてあらかじめ甲に文書により通知するものとします。

2. 乙は、担当協力員の不在の場合にそなえその代理者を定めておきます。

[委託者の協力]

第8条 甲は、次により業務の円滑な実施に協力することとします。

- イ. 甲は、乙又は「保守技術員」が指示した事項又は協議決定した事項については、努めて協力し速やかに必要な措置を講ずるものとします。
- ロ. 甲は、電気設備の設置または変更等の工事予定がある場合は、あらかじめ乙に通知することとします。
- ハ. 甲は、電気事故その他災害が発生した場合は、可及的速やかに乙に通知するものとします。

- 二. 乙は、業務を行うため、必要な場合は、甲の同意を得て一般用電気工作物の設置場所に立ち入ることが出来るものとします。
- ホ. 甲は、保守技術員が行う業務に立ち会うものとします。
- ヘ. 甲は、電気事業法の規定に基づく通商産業大臣の立入検査を受ける場合は、あらかじめ乙に連絡することとします。
- ト. 甲は、業種、代表者、又は所在地に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。

#### [実施日程等]

第9条 乙は、業務を平日に実施するものとし、原則としてあらかじめ実施予定日の10日前迄にその旨を甲に通知するものとします。

- 2. 甲は、乙の予定日を尊重しこれに協力するものとします。ただし、やむを得ない理由により予定日の変更を必要とする場合は、甲・乙協議のうえ新たな日程を定め実施することとします。

#### [機密の保持]

第10条 乙は、「保守技術員」が業務実施上知りえた甲の機密を他に洩らしてはならないこととします。

#### [記録の保存]

第11条 乙は、点検調査記録及び甲に指示した事項等の文書の写しを5年間保存するものとします。

#### [保守管理料]

第12条 業務に対する保守管理料は、次のとおりとします。

- イ. 第2条に定める保守管理料は、次のとおりとします。
- ロ. イ. 以外の保守管理料については、甲と乙が協議して定めます。

#### [保守管理料の支払い]

第13条 定例保守管理料は、契約締結時に年額を乙の指定する銀行口座に振込むものとします。

- 2. 定例保守管理料以外の手数料の支払方法については、甲・乙協議して定めるものとします。
- 3. 乙の都合により契約を解除する場合のほかすでに支払われた手数料は、返却しないものとします。

#### [契約期間]

第14条 この契約の有効期間は、契約締結から1年とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかの一方からの意義の申し出がないときは、この契約は、さらに1年自動的に延長されるものとします。

- 2. 自動延長後の取り扱いについても同様とします。

#### [契約の変更]

第15条 甲が次に掲げる事項を変更しようとする場合は、契約期間内でも契約を変更できるものとします。

- イ. 契約最大電力
- ロ. 受電電力の種別
- ハ. 甲の名称又は代表者

#### [契約の解除]

第16条 次の各号のいずれかの一つに該当する場合は、この契約を解除することができるものとします。

- イ. 甲又は乙のいずれかの一方が、この契約に定める義務の履行を怠った場合
- ロ. 甲が正当な理由なく保守管理料の支払い遅滞した場合
- ハ. 甲が移転等特別の理由が発生した場合

- 2. 前項に該当する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとします。

[契約の失効]

第17条 次の各号の一に該当する場合は、その時点以降この契約を解除することが出来るものとします。

- イ. 契約の対象である一般用電気工作物廃止された場合
- ロ. 契約の対象である一般用電気工作物が電気事業法第66条第2項に規定されている自家用電気工作物となったとき

[損害の賠償]

第18条 乙は、業務上の故意または過失に甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負わないものとします。

[損害賠償の免責]

第19条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、損害賠償の責を負わないものとします。

- イ. 契約に基づき協議決定した事項もしくは、第5条第3項により通知した事項について、甲がその実施を怠り、これによって損害を生じたとき
- ロ. 甲が法令又は契約に違反する事項を行いこれによって損害を生じたとき
- ハ. その他乙の責めとならない事由により損害を生じたとき

[その他]

第20条 乙が契約期間中に「業務規程」を変更した場合は、遅滞なく甲に通知するものとします。

- 2. 契約が解除又は執行となった場合の保守管理料の取扱いについては、甲と乙が協議して定めるものとします。
- 3. 乙は、甲と契約を締結したときは、速やかに甲の氏名、契約期間等を電力会社及び指定調査機関に通知するものとします。
- 4. 甲が契約期間中電力会社又は指定調査機関が行う一般用電気工作物の定期調査を受けないこととした場合は、乙はその旨を電力会社及び指定調査機関に通知するものとします。
- 5. この契約に記載されない事項について必要があるときには、甲・乙協議して定めるものとします。
- 6. 担当調査員及び緊急対応者並びに担当調査不在の場合の代理者

担当調査員住所	☎
担当調査員商号	代表者
保守技術員 氏名 ☎	緊急連絡（夜間・休祭日） 氏名 ☎
担当者技術不在の場合の代表者	☎

以上契約の証として、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自一通を保有する  
ものとします。

平成 年 月 日

委 託 者

住 所

(甲) 氏 名

代表者名

Ⓜ

受 託 者

住 所 大阪府高槻市東天川3丁目

(乙) 調査委員名

代表者名

摂津ビジネス株式会社

Ⓜ